

令和 5 年度 事業報告書

自： 令和 6 年 1 月 1 5 日

至： 令和 6 年 3 月 3 1 日

一般社団法人 ヒロシマ平和研究教育機構

1. 法人の概要

(1) 一般社団法人の名称

一般社団法人ヒロシマ平和研究教育機構

(2) 事務所の所在地

広島県広島市

(3) 一般社団法人設立年月日

令和6年1月15日

(4) 大学等連携推進法人の認定を受けた年月日

令和6年3月28日

(5) 社員の構成

名称	(設置者が設置する大学名)
広島市	
国立大学法人広島大学	広島大学
公立大学法人広島市立大学	広島市立大学
公益財団法人広島平和文化センター	

(6) 役員の構成

職名	氏名	所属機関名及びその役職名
理事長 (代表理事)	前 健一	広島市副市長
理事	鈴木 由美子	国立大学法人広島大学 理事・副学長
同	田村 慶一	公立大学法人広島市立大学 理事・副学長
同	谷 史郎	公益財団法人広島平和文化センター副理事長
業務執行理事	川野 徳幸	広島大学 平和センター長
同	大芝 亮	広島市立大学 広島平和研究所長
監事	栗栖 長典	国立大学法人広島大学 監事
同	大本 和則	公立大学法人広島市立大学 監事

(7) 事務局体制

当面、広島市立大学事務局企画室及び教務・学部運営室の職員が事務を担う。

2. 活動概要

一般社団法人ヒロシマ平和研究教育機構（以下「本法人」という。）は、平和に関する共同研究及び大学院連携による広島ならではの教育プログラムの創設等に取り組むことにより、

「国際平和文化都市」を都市像として掲げる広島市に世界有数の平和に関する研究教育の拠点を形成し、核兵器のない平和な世界への思いを世界中の市民社会の世論に根付かせ、平和への大きな潮流をつくることを目的として、令和6年1月15日に設立した。

第1事業年度となる令和5年度においては、業務執行理事の選定、法人の運営に必要となる諸規則の制定及び事務所の整備等を行い、本法人の運営体制の基盤を整えた。また、令和5年度及び令和6年度の事業計画書、事業計画の実施に伴う収支予算書を作成し、本法人の事業推進の中核を担う「企画運営委員会」を組織して、事業計画に基づく取組を進めた。

3. 事業の活動状況

（1）法人運営関係

（i）会議・委員会の開催

会議	開催日	概要
第1回理事会 (決議の省略)	令和6年1月30日	業務執行理事の選定について ほか8件
第1回臨時総会 (決議の省略)	令和6年1月30日	諸規則（総会規則ほか）の制定について ほか8件
第2回理事会 (決議の省略)	令和6年2月16日	令和5年度会費について ほか1件
第2回臨時総会 (決議の省略)	令和6年2月16日	令和5年度会費について
第1回企画運営委員会	令和6年3月25日	設立記念行事について ほか5件

（ii）行政庁への届出・申告等

区分	年月日	提出書類
登記	令和6年1月15日	一般社団法人の設立登記に係る申請書類一式
届出	令和6年2月8日	法人市民税に係る法人等の設立申告書
	令和6年2月14日	法人県民税に係る法人設立届・法人の事務所等の設置届
	令和6年2月14日	所得税源泉徴収に係る給与支払い事務所等の開設届出書
大学等連携推進法人	令和6年1月30日	大学等連携推進法人認定に係る申請書類一式

(iii) 各種規則の制定

先行する大学等連携推進法人の運営体制及び諸規則等の制定状況について情報収集を行い、本法人の制度設計の参考にするとともに、本法人の運営に必要な総会規則他 9 規則を制定した。

- ・総会規則
- ・理事会規則
- ・事務組織規則
- ・委員会規則
- ・会費規則
- ・役員報酬等規則
- ・公印規則
- ・文書管理規則
- ・文書決裁規則
- ・会計規則

(2) 大学等連携推進業務関係

事業計画書 様式上の区分	大学等連携推進 業務区分（定款 第 4 条の事業）	大学等連携推進業務 （令和 5 年度実績）	連携推進業務参加			
			広島市	広島大学	広島市立大学	広島平和文化 センター
(i) 教育面 に関する事	平和に関する教育・人材育成に関する事	・広島大学人文社会科学専攻国際平和共生プログラム及び広島市立大学平和学研究科の単位互換制度の創設に係る協議を行うとともに、本制度の令和 7 年度中の開始に向けて、各大学で学内規程の整備や修了要件の見直し等を進めた。 ・参加大学大学院及び広島地域の大学院による共同教育の取組に関するより具体的な検討を行うため、ワーキンググループを設置することとした。		○	○	

事業計画書 様式上の区分	大学等連携推進 業務区分（定款 第4条の事業）	大学等連携推進業務 （令和5年度実績）	連携推進業務参加			
			広島市	広島大学	広島市立大学	広島平和文化 センター
（ii）研究面 に関する事	平和に関する研 究に関する事	・参加大学研究機関の特色を生かした平和に関する共同研究の実施に向けて、研究テーマの決定等に係る協議を行った。 ・海外の若手研究者を対象として、平和に関する研究活動への教員からの助言や法人に参加する社員の協力による情報提供、滞在経費の支援等を行う広島短期滞在プログラムの創設に向けた試行的取組として、広島市立大学広島平和研究所において、若手研究者2名の受入れを行った。 ・共同研究の取組について、より具体的な検討を行うため、ワーキンググループを設置することとした。	○	○	○	
（iii）大学運 営等に関する 事	その他法人の目 的を達成するた めに必要な事	特になし				

事業計画書 様式上の区分	大学等連携推進 業務区分（定款 第4条の事業）	大学等連携推進業務 （令和5年度実績）	連携推進業務参加			
			広島市	広島大学	広島市立大学	広島平和文化 センター
(iv) その他	平和に関する情報発信・提言に関すること	・法人設立を記念する事業として、令和6年7月に共同研究のキックオフシンポジウムを開催することとし、そのプログラム等について検討を行った。 ・被爆関係の研究・学習を促進する基盤の整備を目的とした被爆関連資料の一括横断システム（ディスカバリーシステム）の構築に当たり、その前段階としてポータルサイトを作成することを検討するとともに、法人に参加する社員等が保有又は構築予定のデータベースに関する調査及び当該システムの設計等を行うためのワーキンググループを設置することとした。	○	○	○	○

4. 監査状況等

- (i) 業務監査 令和6年5月23日（木）実施
- (ii) 会計監査 令和6年5月23日（木）実施

事業報告書の附属明細書

令和5年度事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する附属明細書に記載すべき「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しない。